

## 検体検査実施料留意事項のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年11月15日付「保医発1115第11号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記の項目につき検体検査実施料の留意事項が改正され、令和4年11月16日より適用されましたので、ご案内申し上げます。

敬白

## 記

## ■留意事項の改正

保医発1115第11号 (R4.11.15)

—令和4年11月16日より適用—

項目名	実施料 (区分)	判断料	備考
ADAMTS13 活性	400点 (D006-34)	血液学的検査 125点	注)

※下線部追加箇所

注) ア～イ (略)

ウ 血栓性血小板減少性紫斑病に対し、血漿交換療法、免疫抑制療法及びカプラシズマブ製剤による治療を行った際に治療の継続の要否を判定することを目的として測定を行った場合、30日間を超えた場合でも、1週間に1回に限り別に算定できる。なお、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

以上

\* 掲載項目についての詳細は担当営業部員または下記へお問合せ下さい。  
インフォメーション：029-837-2721(代)

2022-B-008